

令和4年度 地域交流拠点清田の機能向上に向けた調査検討業務 仕様書

1 業務の目的

札幌市では、平成28年に策定した「第2次札幌市都市計画マスタープラン」において、市内17か所に位置付けている地域交流拠点のうち「清田」を先行的に取り組む拠点の一つとして掲げ、短期的には公共交通サービスの利便性向上に努め、将来的には拠点機能向上のための効果的な取組を展開していくこととしている。

これを受け、令和3年2月に策定した「地域交流拠点清田の拠点機能向上に向けた官民連携によるまちづくりの基本的な考え方」においては、今後の取組として、清田区役所周辺における恒常的なにぎわいや交流の創出に向けた効果的な手法を検討することとしている。

一方、国土交通省では、昨今の新型コロナ危機を踏まえた今後の都市政策の在り方として、令和2年8月に「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」(論点整理)を公表したところであり、ここでは、「ウォーカブルなまちづくり、ゆとりある緑とオープンスペースの充実についての重要性が高まっており、これを一層推進すべく、様々なオープンスペースを柔軟に活用しつつ、ネットワークを形成することでウォーカブルな空間を充実させることが重要」との方向性が示されている。

本業務は、地域交流拠点清田の機能向上に向けて、新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性を踏まえた上で、地域住民などとの意見交換や実証実験による効果検証を実施しながら効果的な手法を検討することを目的とする。

2 委託期間

契約日から令和5年3月24日(金)

3 業務の内容

令和3年度の取組(別添「令和3年度 地域交流拠点清田の機能向上に向けた調査検討業務 報告書」参照)を踏まえ、以下の取組を実施すること。

(1) 意見交換会の企画・運営等

ア 地域交流拠点清田の機能強化について、地域住民との意見交換を行う(4回程度を想定)。令和3年度の意見交換会の参加者を基本とした30人程度の参加人数とする。

イ 意見交換会の企画準備・資料作成・運営・意見の取りまとめ等を行う。(実施計画の作成、アイスブレイクの企画準備、資料作成、会場設営、撤収、実施運営、記録、意見の取りまとめ、参加者情報の管理を行う。)

ウ 意見交換会の開催結果等を地域住民等へ周知するため、ニュースレターを作成する。(2回程度を想定。)

- エ 意見交換会の企画にあたっては、地域で試行的に取り組みそうな活動の実践、もしくはその検討につながるように配慮すること。
- オ 新型コロナウイルス感染症の状況により、一堂に会する形式での開催が困難な場合は、オンライン形式での開催などで対応すること。
- カ 各意見交換会の実施にあたり、適宜市と打合せを行う。

(2) 実証実験の企画・運営・効果検証

- ア 夏～秋と冬（積雪時）の2回、清田区市民交流広場周辺における実証実験を行う。
- イ 参加者の滞留時間や満足度などを把握し、実証実験の効果検証を行う。
- ウ 各実証実験や効果検証の実施にあたり、適宜市と打合せを行う。

(3) 機能向上案の検討

- ア (1)～(2)を踏まえ、地域交流拠点清田における恒常的なにぎわいや交流の創出に向けた効果的な手法について、具体的な案の作成を行う。  
なお、案の作成にあたっては、下記の点に留意すること。
  - ・ 国土交通省が作成した「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」（論点整理）を踏まえ、オープンスペースの今後の在り方を十分に考察し反映すること。
  - ・ ハード・ソフト・運営体制の3つの要素から検討すること。

(4) 報告書の作成

調査・検討結果を取りまとめた報告書を作成する。

4 成果物

- (1) 業務報告書 A4判 3部
- (2) 報告書電子データ CD-ROM 1枚
- (3) その他市が適正な業務履行確認のため、特に必要と認めた書類

5 環境への配慮

本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

- (6) 特定業務（設備機器の運転管理、毒物又は劇物の取扱い、特別管理産業廃棄物の保管又は処理業務）に従事する者は、それを遂行するために要求される十分な知識及び技能を備えていること。

## 6 特記事項

### (1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。受託者は、市より廃棄の支持を受けた時は、速やかに個別調査表及び集計結果データの内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、市へ報告すること

### (2) 個人情報の保護

受託者は、本業務に関連した個人情報の取り扱いについては、本市「事業者が保有する個人情報の保護に関する指針」に基づき、適切な措置を講ずること。

### (3) 身分証明書の携行等

受託者の作業従事者は、本市の施設内及び本業務に関して立ち入りが必要となる本市以外の施設内では、常に身分証明書を携行すること。また、本市施設内においては、本市業務担当者が許可しない限り、作業上必要でない場所へ無断で立ち入らないこと。

### (4) 疑義の解消等

業務の実施に当たって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず市と協議し承認を得ること。

### (5) 成果物に係る留意事項

本業務成果物については、意味不明、不完全またはあいまいな表現の記述をしないように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説または注釈を付記すること。

成果物の納入後、市において実施する成果物検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なる又は不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正又は追加を行うこと。

また、市は、本業務の報告書等の成果物の一部または全部をホームページに掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて成果物を作成すること。

### (6) 著作権等

受託者は本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に定められた権利を含む。）を、成果物の納入、検査合格後、ただちに市に無償で譲渡するものとする。

また、受託者は、委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

## 7 参考文献

- ・ 第2次札幌市都市計画マスタープラン（札幌市、平成28年3月）  
<https://www.city.sapporo.jp/keikaku/master/index.html>
- ・ 地域交流拠点清田の拠点機能向上に向けた官民連携によるまちづくりの基本的な考え方（札幌市、令和3年2月）  
<https://www.city.sapporo.jp/keikaku/rich/index.html>
- ・ 「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」（論点整理）（国土交通省、令和2年8月）  
<https://www.mlit.go.jp/toshi/machi/covid-19.html>

## 8 市担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階南側  
札幌市まちづくり政策局政策企画部政策推進課（担当：土田、廣瀬）  
電話：011-211-2139 FAX：011-218-5109  
E-mail：[seisaku.suishin@city.sapporo.jp](mailto:seisaku.suishin@city.sapporo.jp)